

2026年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

【刑 法】

※ 各自分で解答用紙に「第1問」「第2問」と記入して解答すること。

第1問

次の【事例】を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

【事例】

甲（35歳、男性）とA（29歳、女性）は恋人同士であり、アパートで同居していた。Aには自傷癖があり、これまで腹部を包丁で浅く切るなどの行為に及んだことがあった。本件当日、Aは台所から包丁を取り出し、自ら腹部を刺して自己の生命を危険にさらす自傷行為に及ぼうとしていた。そこへ帰宅した甲は、Aの行動を目撃し、Aの自傷行為を阻止するため、咄嗟に背後からAを両手で羽交い締めにして床に組み伏せた（以下「本件暴行」という。）。Aは、床に倒れた際に右肩関節を脱臼し、全治約2週間を要する傷害を負った。なお、甲としてはAに傷害を与える意思はなく、本件暴行以外にAの自傷行為を止める方法はなかったものとする。

【設問】

甲による本件暴行に傷害罪（刑法204条）が成立するかどうかについて、Aの自傷行為が刑法36条にいう「不正の侵害」に当たるかどうかに言及しつつ、論じなさい。

第2問

乙は、Bを殺害することを決意し、その首をロープで絞めて窒息死させた。その後、乙は、Bが身につけていた腕時計を奪取する意思を生じ、これを領得した。この場合、乙に殺人罪（刑法199条）に加えて、窃盗罪（刑法235条）が成立すると考える立場からは、どのような説明が可能か、論じなさい。